

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底
について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合
には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底
について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合
には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底 について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合
には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底 について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合
には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底 について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても収穫期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 280 号-1
令和 7 年 9 月 26 日

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底
について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、クマ類の冬眠明けで農業現場の農繁期を迎える春先に「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和 7 年 4 月 24 日付け 7 農振第 280 号）により対応をお願いしているところです。

今年度は、東北地方を中心に市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が多発しています。また、クマ類は冬眠に入る前の 10 月から 11 月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマ類の出没や被害防止に関する情報提供、誘引物の管理・除去についての注意喚起、関係機関と連携した出没時の迅速な対応などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起を依頼する事務連絡が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくようお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールする
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける

- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底する
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合
には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」を参考としてご活用下さい。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-12.pdf>

- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）環境省」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：高木、藤邑 TEL:03-6744-7642（直通）